

きたしんリフォームローン

融・19

平成26年12月16日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしんリフォームローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上65歳未満の方。 ・勤務年数が2年以上または営業年数が2年以上の方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 <ul style="list-style-type: none"> ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・新規のお申込みについては現在お取扱いしておりません（平成26年4月現在）。
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込本人または家族の持家のリフォーム資金（車庫、物置の購入、造園、外構工事の資金）
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上500万円以内（1万円単位） ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて2,000万円が限度となります。
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・8年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利です（付利単位1円）。 当初のご融資利率については「当金庫の新長期プライムレート + 0.5%」を基準として、3月1日及び9月1日における「当金庫の新長期プライムレート + 0.5%」を翌月の第1営業日から適用します。 融資後の利率については、4月1日及び10月1日現在の「当金庫の新長期プライムレート + 0.5%」を基準として年2回見直しを行います。 4月1日基準のご融資利率は8月ご返済分から、10月1日基準のご融資利率はよく翌年の2月ご返済分から適用となります。
適用金利条件	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引の内容に応じて下記のうちいずれか一つ以上に該当があれば基準金利から0.5%引き下げさせていただきます。 <ol style="list-style-type: none"> a. 給与振込指定をいただいている方 b. 年金振込指定をいただいている方 c. 財形貯蓄（一般、年金）を掛け込んでいただいている方 d. 定期預金を30万円以上、3ヵ月以上預け入れいただいている方（特例として貯蓄預金の残高が100万円以上） e. 定期積金を毎月3万円以上、3回以上継続して積み立てていただいている方 f. 5大公共料金・生保共済のうち2種類以上の口座振替指定をいただいている方 g. 住宅ローンの（住宅金融支援機構のフラット35を含む）お取引をいただいている方 h. 当金庫で利付国債を購入し、保護預かりさせていただいている方 i. 当金庫の出資を1年以上お持ちいただいている方

返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済または元金均等返済（6ヵ月間元金据置期間のお取扱いも可能です） ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とします。
保証人・保証	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> 手数料は融資実行手数料1,080円（税込み）をいただきます。 融資金額により保証料は異なります。 保証料の詳細は、取扱店窓口にお問合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫